

千葉県いきいきプラザ・いきいきセンター
ネーミングライツパートナー募集要項

令和8年4月

千葉県

1 募集の趣旨

千葉市では、市の指定管理施設である老人福祉センター（いきいきプラザ・いきいきセンター。以下「プラザ等」という。）を有効活用し、プラザ等に通称名を命名することができる権利を売却し、得られた収入を施設の維持管理費等に充てることを目的としたプラザ等ネーミングライツ事業に賛同していただけるネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 募集主体

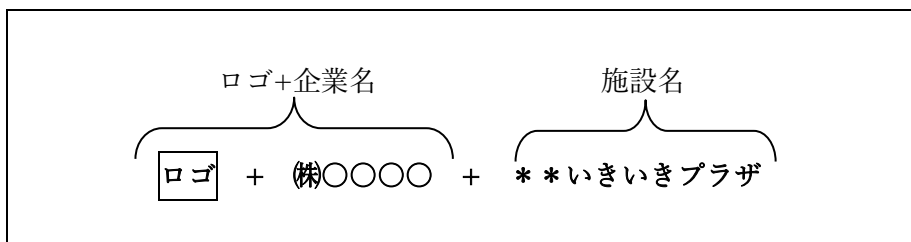
千葉市

※プラザ等へのネーミングライツ導入にあたっては、同施設の指定管理者である社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の協力を得ています。

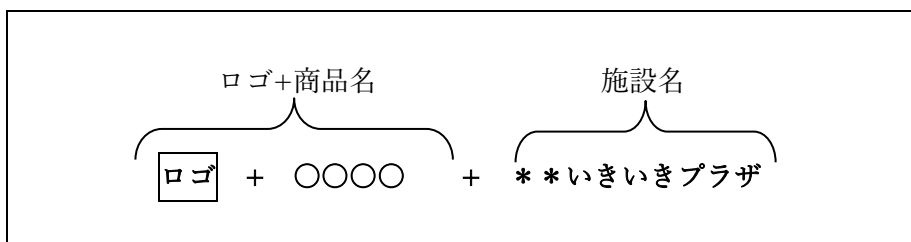
3 事業概要

施設入り口の名称看板および案内看板に、企業名等と施設名を合わせた通称名を標示するパートナーを募集します。

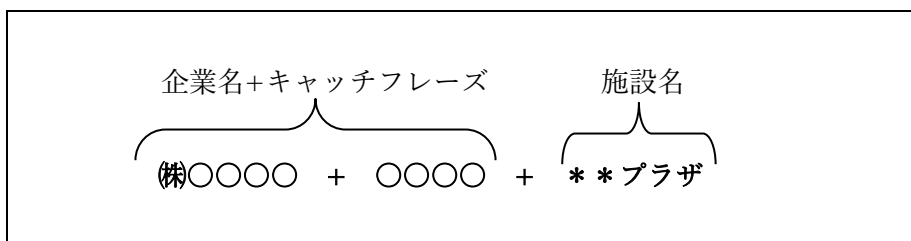
【標示のイメージ】例1



【標示のイメージ】例2



【標示のイメージ】例3



4 実施箇所

いきいきプラザ6施設、いきいきセンター9施設 計15施設

| | 施設名 | 場所 | 名称看板・案内看板数 |
|----|---------------|---------------------------------------|------------|
| 1 | 中央いきいきプラザ | 中央区松ヶ丘町 257-1 | 2 |
| 2 | 花見川いきいきプラザ | 花見川区三角町 750 (こてはし温水プール併設) | 6 |
| 3 | 稲毛いきいきプラザ | 稲毛区稲毛東 6-19-1 | 3 |
| 4 | 若葉いきいきプラザ | 若葉区北谷津町 333-2 | 7 |
| 5 | 緑いきいきプラザ | 緑区誉田町 2-15-65 | 3 |
| 6 | 美浜いきいきプラザ | 美浜区高洲 3-5-6 | 2 |
| 7 | 蘇我いきいきセンター | 中央区今井 1-14-38 (子どもルーム・子育てリラックス館併設) | 2 |
| 8 | 花見川いきいきセンター | 花見川区花見川 9-1 | 1 |
| 9 | さつきが丘いきいきセンター | 花見川区さつきが丘 1-32-3 | 1 |
| 10 | あやめ台いきいきセンター | 稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校敷地内) | 2 |
| 11 | 大宮いきいきセンター | 若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校敷地内) | 4 |
| 12 | 都賀いきいきセンター | 若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター併設) | 3 |
| 13 | 越智いきいきセンター | 緑区越智町 822-7 | 3 |
| 14 | 土気いきいきセンター | 緑区土気町 1634 (土気市民センター併設) | 2 |
| 15 | 真砂いきいきセンター | 美浜区真砂 4-4-10 | 1 |

5 募集条件

(1) ネーミングライツ料

15施設一括で年額300万円（消費税及び地方消費税別）以上

※看板数は施設によって異なりますが、通称名を記載する看板数に関わらず上記金額とします。

(2) 契約期間

令和13年3月31日まで

(原則として、期間短縮の協議はできません。)

(3) 通称名の規格等

ア 通称名は、施設の所在地域が判別できるよう、必ず「地域名」を含めるものとします。(例)「中央いきいきプラザ」、「花見川いきいきプラザ」など。

イ 当該施設は、「プラザ」と「センター」で施設規模が異なるため、通称名は、既存の施設区分(プラザ/センター)と同一の表記、または施設規模が識別できる名称とします。

ウ 標示する通称名は、「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」を満たし、高齢者施設の趣旨に反するものでないこと、また高齢者に不安や負のイメージを与えるおそれがないものとします。プラザ等は高齢者の健康づくりや介護予防を目的とする施設であるため、葬儀会社等の業種の応募は不可とします。

エ 既存の公的施設や民間企業が運営する施設、店舗、サービス等と同一又は類似で、利用者に誤認・混同を生じさせるおそれのある名称は不可とします。

オ 通称名は、企業名、商品名、キャッチフレーズ、業種名(ロゴマークも可)を含む日本語及び英語アルファベットとします。(原則、商標登録されたものとします。)なお、キャッチフレーズ、業種名及びロゴのみの標示は不可とします。

カ 標示可能箇所は、施設門扉または施設入り口部分とし、1面に1箇所までとします。

キ 通称名の大きさは1文字30cm角を標準とし、標示可能面積は名称看板1箇所につき2.5㎡以下、案内看板1箇所につき5㎡以下とします。

ク ロゴマークの大きさは、2文字までの大きさを標準とします。

ケ 名称看板の標示方法は、門扉を含む施設壁面に標示するものとし、原状回復可能な方法とします。具体的な方法等については、市と協議して決定するものとします。

コ 色彩について、背景色は落ち着いたある色彩、透明または設置面と同色を基本とします。

サ その他、千葉市屋外広告物条例施行規則別表第2を満たすものとします。

※「千葉市屋外広告物条例施行規則別表第2」における共通基準

・地色に黒色又は原色等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害

し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標についてはこの限りでない。

- ・ 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- ・ 信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。

タ 留意事項

- ・ 名称看板は、施設は現状有姿で、標示可能な範囲に通称名を標示してください。
- ・ 施設の構造、形状等及び既存の設備、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合がありますので、応募にあたっては必ず現地確認をしてください。
- ・ 提案された通称名（ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む。）や表示位置等については、施設の景観や道路交通の安全性等を考慮して、「千葉市いきいきプラザ・いきいきセンター命名権審査会（以下「審査会」という。）の意見により変更されることがあるので、ご了承ください。
- ・ 市民や施設利用者の混乱を防止するため、原則として決定した名称は契約期間中に変更することはできません。
- ・ 施設の運営に関し、改修工事や予期しない理由で施設の一部が休止または閉鎖された場合、その影響を受けて看板掲示数や命名権の提供範囲が変更されることがあります。この場合、変更後の条件については、市とパートナーとの協議の上、調整を行います。

(4) 通称名の標示及び撤去

- ア 通称名の標示及び撤去（原状回復）は、パートナーに施工していただきます。
- イ 案内看板の標示は、契約後、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）に基づく申請など通称名の標示に必要な手続きを行っていただき、速やかに施工していただきます。
- ウ 施工費用及び契約期間中の標示箇所の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。

6 応募資格

次の条件を満たす法人及びその他の団体を対象とします。

- (1) 事業の趣旨に賛同し、パートナーとなることを希望するとともに、公共施設のパートナー企業にふさわしい法人およびその他の団体

- (2) 「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」を満たす法人およびその他の団体
- (3) 市税等の未納がないこと
- (4) 高齢者施設の趣旨に反するものでなく、高齢者に不安や負のイメージを与えるおそれがないこと（例）葬儀会社等
- (5) ひとつの名称標示であれば、複数企業合同での申込を可とします。（複数企業の名称が入った標示は不可となります。）この場合、必ず代表企業を定めることとし、応募申込書に、代表企業がわかるよう記載願います。

※千葉市広告掲載基準の抜粋

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (12) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

7 選定方法

(1) 選定方法

審査会により、優先交渉権者を選定します。

(2) 選定基準

ネーミングライツ料、契約期間や通称名案に関する提案の内容、千葉市広告掲載基準との整合性等について、以下の基準をもとに選定します。

| 審査項目 | 配点 |
|---------------|-----|
| ネーミングライツ料（年額） | 60点 |
| 契約期間 | 20点 |
| 通称名案の標示イメージ | 20点 |

(3) 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、選定された優先交渉権者を市のホームページ等で発表します。

(4) 申込方法

別紙「千葉市いきいきプラザ・いきいきセンターネーミングライツパートナー応募申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、「8 申込先・問合せ先」に、持参又は郵送若しくは、E-mail で提出してください。

(5) 募集期間

随時募集中

8 その他

「千葉市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を確認すること。

9 申込先・問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 市役所高層棟9階

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課 生きがい対策班

TEL 043-245-5169

E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp